

意見提出が30日未満の場合のその理由

今般、平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づき、警戒区域・計画的避難区域（以下「警戒区域等」という。）の避難指示が見直されることとなっています。これにより、警戒区域等内の空間線量の低い地域では、警戒区域等の解除前でも事業活動が再開され、相当量の廃棄物が生ずることが想定されます。

再開された事業活動に伴い生ずる廃棄物を対策地域内廃棄物として国が処理した場合、汚染廃棄物対策地域外の事業者との競争上の不公平が生ずることが考えられます。このため、このような公平が生ずることのないよう、避難指示見直しにあわせて、早急に対応することが必要となっています。

したがって、本件意見提出については、行政手続法（平成5年法律第88号）第40条第1項の規定に基づき、必要最小限の期間を設定して、あらかじめ意見の募集を行うこととしたものです。